

随意契約及び比較見積省略理由書

大阪府警察では、安全で円滑な交通環境を構築するため、交通流を制御する上で重要となる交差点に交通流監視用テレビ端末装置（以下「端末装置」という。）を設置しており、設置交差点の交通状況をリアルタイムに把握することができる。

これから得られる情報に基づき制御を行うことで、適時的確な信号制御・情報提供を実施しており、安全で快適な交通環境の構築には欠かすことのできないものである。

本事業では、万博開催に伴い整備する交通監視用臨時カメラの映像を交通管制センターにある交通流監視用テレビ中央装置（以下「中央装置」という。）に、広域イーサネット回線を介して接続し、交通流監視及び遠隔制御を可能にするためにハードウェアの製作・追加、ソフトウェアの変更及びネットワーク環境の調整を行う工事である。また、工事に際して中央装置に不具合や故障が発生した場合、動作保証対応が可能な専門知識、技術がなければ、施工の安全性は確保できない。

以上に挙げた工事は、中央装置を製作しているパナソニックコネクト株式会社でなければ、確実に工事は実施することができず、他社では不可能である。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結することとし、併せて大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴取を省略するものである。

以 上